

違反是正事例（事例5－1）

テーマ < 火災を契機として発覚した危険物の無許可貯蔵の違反処理 平成20年 >

- ▶ 未明に発生した倉庫火災で、出火階のみ 1,300 m²で鎮火したが、火災調査と並行して違反調査の立入検査を実施したところ、スプレー缶の危険物の無許可貯蔵が発覚したため、除去命令を発した。その際に倉庫の形態から、名あて人の特定に留意した違反処理がなされた事例。

防火対象物の概要

用途	倉庫（14項）：1～4階倉庫、5階個人住宅
構造・規模	耐火造 5/0 建築面積 1,446 m ² 、延べ面積 5,676 m ²
名称	（株）A建物第一倉庫

住宅	
	倉庫（危険物商品）
	倉庫（一般商品）
	倉庫（指定可燃物商品）
	倉庫（一般商品）

GL

違反処理の概要

(1) 違反事項の覚知

平成20年4月10日、上記防火対象物で火災が発生した。

消防隊活動概要

4時35分	覚知（110番）
4時40分	2F 延焼中（119番）
5時32分	2F 100 m ² 延焼中
6時00分	5F 2世帯7名（全員）避難確認
6時35分	2F 300 m ² 延焼中、濃煙熱気充滿活動困難
7時00分	2F 500 m ² 延焼中
11時53分	2F 1,000 m ² 延焼中
15時04分	2F 1,300 m ² で延焼防止
16時56分	2F 1,300 m ² で鎮圧
18時56分	2F 1,300 m ² で鎮火

翌日、平成20年4月11日、火災原因調査と合わせて立入検査を開始したところ、4階部分に、危険物が貯蔵されているのを発見した。

(2) 違反処理の経過

ア 平成20年4月11日13時00分、立入検査開始

直近の立入検査は、平成19年10月12日に実施しており、「消防用設備等点検未報告(消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、誘導灯)」及び「自動火災報知設備発信機の球切れ(2階全部及び1階西側)」について指摘していたが、平成19年10月21日に是正を確認している。

イ 同日13時30分、実況見分開始

4F部分で危険物の表示(火気厳禁、第一石油類、〇〇g、危険物等級Ⅱ)がなされているスプレー缶の商品2種類がダンボール箱に入れられ保管され、ダンボール箱にも危険物の表示がされていた。

製品に記載された製造元に製品のデータシートのFAX送信を依頼するとともに、実況見分を開始した。

ウ 同日14時00分、危険物品の確認

FAX送信されたデータシートを確認したところ保管されていたスプレー缶(①リムーバースプレー缶、②クリーナーズプレー缶)の内容物は、いずれも、第一石油類(非水溶性液体)であることが判明した。

エ 同日15時30分 除去命令の発動

実況見分(数量の算定、図面の作成、保管状況の写真撮影)の結果から、リムーバースプレー缶が2,728缶、クリーナーズプレー缶が3,147缶の保管が確認されていた。

リムーバースプレー缶の内容容量(危険物としての数量)が176ml/缶、クリーナーズプレー缶の内容容量が132ml/缶であったため、保管されていた危険物である第一石油類(非水溶性液体)の数量は、895.532ℓ【176ml×2,728(480.128ℓ)+132ml×3,147(415.404ℓ)】であり、第一石油類(非水溶性液体)の指定数量が200ℓであることから、本件倉庫には、指定数量の4.47倍の危険物が無許可で貯蔵されていることが判明した。このため、早急に除去命令を発動することとした。

見分に立ち会った(株)B倉庫の関係者によると、本件建物に権利関係を有する者は次とおりであった。

[本件事案の関係者と権利関係]

① 建物所有者	(株)A建物
② 倉庫部分の賃借人	(株)B倉庫
③ 危険物の所有者	(株)C商事
④ 商品の搬入、配送を行っている者	(株)D運送

オ 同日 16 時 30 分、質問聴取

危険物の除去命令の名あて人を特定するため、上記 4 者の関係者に質問をしたところ、次のような供述を得た。

- ① 本件建物の倉庫部分（1～4F）は、(株)B 倉庫が、(株)A 建物から賃借している。
- ② 商品の所有権は(株)C 商事にあり、契約により、(株)B 倉庫に商品の保管を依頼している。
- ③ (株)C 商事は、契約により、(株)D 運送に商品の本件倉庫への搬入と配送を依頼している。
- ④ 危険物を保管することについては、4 者の間では取決め等はなかった。

なお、この時点で、それぞれの契約書の写しの提出を依頼した。

カ 同日 17 時 00 分、質問聴取

(株)B 倉庫及び(株)C 商事は、いずれも、危険物を無許可で貯蔵しているものに該当するが、命令の名あて人は、実際に保管行為を実施している(株)B 倉庫が妥当であると判断し、(株)B 倉庫の関係者に命令書作成のために必要な事項を聴取していたところ、「(株)B 倉庫は、契約上、商品の所有者である(株)C 商事の了解を得ないと、商品を他の倉庫に移管することはできない。」という申し入れがあった。

さらに、(株)C 商事の関係者に確認したところ、「契約上、商品を処分したり、移管したりする権限は(株)C 商事側にある。」と供述した。

キ 同日 17 時 30 分、除去命令

(株)C 商事に対して除去命令を発令した。

ク 同日 19 時 00 分、除去の完了

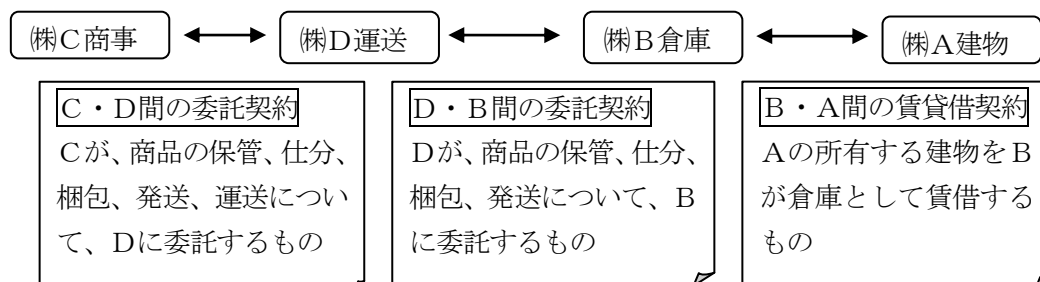
(株)C 商事により、危険物の除去が完了した。管内の 23 箇所の倉庫に分散して保管した。

(3) 名あて人についての関連調査

ア 平成 20 年 4 月 12 日 10 時 00 分、4 社の契約関係

(株)A 建物、(株)B 倉庫、(株)C 商事、(株)D 運送間の契約書が任意に提出されたが、次のような内容であった。

- ① A B 間…A を賃貸人、B を借借人とする、建物賃貸借契約
- ② C D 間…C を委託者、D 受託者とする、委託契約（委託内容は商品の保管（＝倉庫寄託契約）、仕分、梱包、発送、運送）なお、D が業務の一部を B に委託することを C が承諾する旨の特約有り。
- ③ D B 間…D を寄託者、B 受寄者とする、倉庫寄託契約



イ 同日 11 時 00 分 命令発令時の関係者対応

株C商事の代理人弁護士から、次の申し入れがあった。

「危険物を実際に保管していたのはB倉庫であり、命令の名あて人を株C商事としたのは違法であり、取消しを求める、取消されない場合には法的措置を取る。」という申し入れがあった。

これに対して、消防側としては次のように回答した。

「すでに命令事項は履行されており、命令を取消す利益はないと思われる。また、除去命令を発動した時点では、株B倉庫及び株C商事が危険物の貯蔵の主体であり、この二者のうち除去する権限を有するのは株C商事であると判断して命令を発動したものであり、適法な措置と考えている。

なお、本日、任意に提出された契約書を確認したところ、株D運送も危険物の貯蔵の主体であったと判断できるので、今後、この三者に対して、再発防止を求める警告書を交付する予定である。」

ウ その後の経過

株C商事から何らかの請求や法的措置は取られず、三者に対して再発防止の警告を行ったところ、三者から消防宛てに対策書が提出された。

(事例 5-1) グループ検討

テーマ < 火災を契機として発覚した危険物の無許可貯蔵の違反処理 平成20年 >

1. 除去命令の要件について

物流倉庫では、危険物の無許可貯蔵が発覚することがよくあるが、除去命令に伴う違反調査上の留意事項として、どのような実況見分やどのような関係者からの供述等が必要とされますか、検討してください。

2. 除去命令について

消防法第5条の3と消防法第16条の6（無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令）との関係について、検討してください。

3. 命令の名あて人について

物流物品は、名あて人が定まらないことが良くあります。そこで、どのようなことに留意して名あて人を特定しますか、検討してください。

4. 命令と告発の関係について

命令書を交付した後の追跡調査はどのように進めますか。また、無許可貯蔵は告発ができませんが、除去命令と告発との関係について検討するとともに告発要領について、併せて考えてください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容